

第11回 公明党全国大会 政務調査会長報告

# 「新・支え合いの共生社会」の 実現に向けて

政 策 ビ ジ ョ ン

2016年9月17日

公明党

## はじめに

国際社会は今、大きく変化しています。グローバル化の進展によって各国の相互依存関係はこれまでになく深まり、日本の景気は世界経済から大きな影響を受けています。

国内では少子高齢化、人口減少の同時進行という厳しい将来見通しに対して、年金・医療・介護・子育てなど、社会保障は大きな課題に直面しています。

こうした中であって公明党は、「誰もが、公平に良質な教育を受けることができ、使命と能力を開花することのできる社会」「正規雇用をベースとしつつも、多様な働き方が受容される社会」「ライフステージに応じた多様で豊かな人生を実現できる社会」をめざしています。つまり、格差が固定しない、一人ひとりが輝き活躍できる社会であり、その根底にある人間の尊厳を守り抜く「新しい福祉社会」の構築が急がれています。

そのためにも過去に積み上げてきた社会保障制度の見直しとともに、社会に新しく発生したさまざまな課題に対し、大胆な経済対策や働き方改革、質の高い教育の実現に取り組めます。

そもそも公明党が結党以来めざしてきた「福祉」とは、「<生命・生活・生存>を最大に尊重する人間主義」という中道の理念に基づき、自他ともに人間としての尊厳を支え合い、最後まで人間らしく生きる「個の尊厳」を守り合う営みにほかなりません。

「個の尊厳」を守るには、人と人とのつながりが不可欠です。人々の「支え合い」こそ、福祉社会の根幹を成すものです。地域で暮らす一人ひとりに光を当て、きめ細かな福祉を展開していかなければならないと考えています。

このため、中長期の視点に立ち、当面する今後2年間を見据え、住民が自発的に支え合う新たな「支え合いの共生社会」の実現に向けて、具体的に6つの柱を立て、公明党がめざす政策ビジョンを提示します。

### I. 成長と分配の好循環が隅々までゆきわたる日本経済の構築

### II. 新しい支え合いの共生社会の実現へ

### III. 多様な個性が活かされる教育の実現

### IV. 防災・減災の地域づくりと復興加速化支援

### V. 農林水産業に安心と希望を

### VI. 国際社会の平和をめざして

# I

## 成長と分配の好循環が隅々までゆきわたる日本経済の構築

### 1 「生活者優先の経済」の確立で経済再生を

公明党は、2006年第6回公明党全国大会における「新宣言」において、「21世紀において活力ある日本の再生と持続可能な発展を図るために、真の人間主義に立脚し、どこまでも人間から出発する社会、人と地域が輝く社会をめざす」こと、そして「国民一人ひとりの『人間力』の十全な開発と発揮こそ国力の源泉であり、イノベーションや文化創造の根本である。公明党はこのような視点に立ち、あらゆる改革を押し進める」ことなどを決議しました。

そして、2014年には「結党50年ビジョン」を発表し、公明党の中道主義いわゆる「<生命・生活・生存>を最大に尊重する人間主義」が示す社会のあり方として、「支え合いの共生社会」という福祉社会ビジョンを提示してきました。

#### (1) 新しい福祉社会にふさわしい経済への視点

公明党が2012年末に政権与党に復帰して、まもなく4年が経過します。この間の経済政策（いわゆるアベノミクス）により、経済・雇用環境は大幅に改善しました。民主党政権時とくらべても日本経済は大幅に改善し、特に雇用や賃金の改善は顕著です。足下、賃金は3年連続で大幅に上昇を続けています。また、有効求人倍率がすべての都道府県で1倍を超えるなど高水準にあり、失業率も低水準で推移しています。こうした経済状況を反映し、税収が増加する中で、財政健全化への取り組みも着実に進んでいます。

他方で課題も多く残されています。

持続的な経済発展にとって重要な成長戦略の効果が発現するには時間がかかることなどもあり、アベノミクスの成果が一部にとどまっているとの指摘もあります。また、明るい兆しが見えてきたとはいえ、少子高齢化、人口減少、長いデフレ経済の中であって、家計の生活という視点に立てば、「ゆとり」や「豊かさ」を未だ、

十分に実感できていないとの声も多く聞かれます。今後、格差が拡大・固定化していくのではないかと懸念もあります。

「結党50年ビジョン」で提起した課題は、いや増して重要性を帯びてきています。すなわち、「人口が緩やかに減少していく時代にあっては、世代間や地域間の軋轢を回避し社会の安定を保つためにも、負担を分かち合い、支え合いによって地域住民の暮らしとコミュニティ（共同体）を守ることを重視する『共生の価値観』が、国民の間に幅広く共有される必要」（結党50年ビジョン－福祉社会論）があるということです。

「支え合いの共生社会」の実現に向けて、経済政策に必要な視点とは何か。それは人口減少に歯止めをかけ、安定した経済成長と地域経済の質の向上をめざすことであり、そのために今一度「生活者」に寄り添って経済を捉え直すことだと考えます。

そこで、経済政策のキーワードとして、「生活者優先の経済」と「生活の持続可能性」を掲げたいと思います。

#### (2) 「生活者優先の経済」

##### (ヒューマニティ・バイ・デザイン)の確立を

##### ①生活者優先の経済

日本経済を支える「中小企業」「地域経済」の活性化が、成長力強化や「経済の好循環」への重要なカギとなります。例えば、企業の生産性に着目すると、製造業の一人当たり経常利益は大幅に回復したものの、中小非製造業の一人当たり経常利益は相対的に低い水準のまま横ばいです。国内の産業従事者の約7割以上が中小非製造業に従事していることを鑑みれば、このままでは多くの国民が生活にゆとりと豊かさを実感するには到底、十分とは言えません。

これまで特に日本の都市部においては、経済的に高い生活水準を手にする一方、人口集中や産業の集積による過密状態で、住民が人間的な生活を営むための生活機能を犠牲にして発展してきたとの指摘もあります。人口減少、自治体の持続可能性の危機が指摘される今、公明党が提案する「支え合いの共生社会」の構築とは、これまでの経済社会モデルからの転換を促すものです。多様なライフプランを将来にわたって描ける地域社会の構築が必要であり、その基盤である地域経済の再興が不可欠です。一つの典型例をあげれば、平均的な収入が得られ、結婚し、無理なく子育てできる社会などが考えられます。そのためには、生活を支えるために欠かせない働く場としての産業が、地域の中で生業（なりわい）として成立し、そこで安定的に収益を確保し

ていくことが大切です。

大量生産・大量消費を支える消費者としての人間ではなく、地域に生まれ、教育を受け、働き、子育てをし、地域に暮らす「ひと」という意味の「生活者」に焦点を当て、生活者の目線でまちづくりをはじめとする地域経済、生活機能をつくる、「生活者優先の経済」の構築が必要であると提案したい。

具体的には、あらゆる制度、規制、政策の目的にあらかじめ生活者優先の視点を組み込む(ヒューマニティ・バイ・デザイン) という作業です。短期的な利益追求のために地球環境を考慮しない資材調達や長時間労働を強いることや、あるいは再生産不可能な価格競争が行われるといった自己搾取的な経済活動ではなく、そこに暮らす生活者を排除しない経済社会の構築です。例えば、環境基準や安全性基準などについて「生活者優先(命を守る)」という観点から見直すことで、国民の生命を守ると同時にイノベーションを刺激する規制改革のあり方を示すことも考えられます。

### ②生活の持続可能性

2つ目に、「生活の持続可能性」とは、住民の暮らしとコミュニティを守るための生活圏の持続可能性を確保することです。公明党はこれまで、住民が自発的に支え合う互助のネットワークを基盤とする「地域創造型福祉」を提案してきていますが、この実現には生活圏と経済圏が一致もしくは隣接していることが理想的です。これからの地域経済を考えれば、生業を支える地域の産業が継続的に雇用を支え、豊かな生活を生み出し、生活者の利益を追求する——これが地域経済・地域生活の持続可能な発展のための一つの形であると考えます。

そして、環境と地域文化の持続可能性を両輪として経済政策を推進することも大切です。

環境の持続可能性については、例えば、国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」で採択された17ゴールのうち、12が環境に関連しています。特に、持続可能な都市の形成や持続可能な消費と生産(循環型社会形成の取り組み)などは、暮らしに密着しており生活者に根ざした取り組みが求められていると同時に、持続可能な都市づくりが進むことで、グローバル市場に左右されずに生活の豊かさと安定が図られます。また、地域文化を住民の手によって振興していくことは、地域が人間の生活空間として魅力を発揮し、優秀な人材が集まり、新しい産業が芽生えることにつながります。

現在取り組んでいる政策に即して言えば、コンパクトシティの下に産業の集約化を図り、高い収益性を持った企業と生活の場の密度を高め、生活圏を活気づける取り組みを地道に推進していくことです。まさに公明党が推進している連携中枢都市圏構想など地方創生の取り組みこそが、その根幹をなします。

地方創生を契機とした地域経済再生への取り組みの根底に、「生活の持続可能性」という基軸を持つことで、経済政策にも予見可能性が持てることとなります。その結果として、安定した経済成長が図られ、生活者を中心とした「生活者優先の経済モデル」を構築することが可能ではないかと考えます。

### (3)政策総動員で内需の底上げを——働き方、観光を成長のエンジンに

以上述べたように、地域主導による地域の経済圏を構築する取り組みは、確実に進めつつも、これからの生活の安定と、安心の社会保障を確立するために、今後も一定(当面は名目3%、実質2%程度)の経済成長は必要です。

こうした認識の下、これからの経済政策について、公明党がめざす経済社会の視点でとらえ直し、内需の底上げに向けた施策について、具体的に提案するものです。

#### ①女性・若者が活躍できる希望社会へ

女性・若者が希望を持って活躍できる社会を実現するために、若者政策を担当する大臣の設置をめざしつつ、結婚支援、新婚世帯への生活支援を総合的に推進していく必要があります。その中心的役割を果たすのは地方自治体です。

先に述べた「生活者優先の経済」という視点から地域経済が再生することで女性や若者が「住みたくなる町」となり、女性や若者が集まれば持続可能な地域社会につながります。また、地域経済圏の発展を支える地域イノベーションにも女性や若者の視点が必要不可欠です。

長時間労働の是正や待機児童ゼロへの推進など、女性・若者の活躍を推進することは子育て支援に帰着します。つまり子育て支援の充実、女性の労働参加による労働生産性を高め、子どもの貧困を減らすことに直結します。

女性が生き生きと活躍するためには、女性特有の健康リスクへの対策も急務です。女性の健康包括的支援法の早期成立をめざします。

性暴力・ストーカー・DV等から被害者を守り、自立

支援する体制強化も必要です。SNS等を新たにつきまとい行為として規制できるよう、ストーカー規制法を速やかに見直します。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを各都道府県に一カ所以上設置することを促進し、被害者の立場に立った支援を拡充します。

また、女性・若者が、さまざまな制度の制約によって活躍の機会を阻害されないよう、予算・税制を含めた所得再分配機能を強化し、特に子育て世帯、若者世帯への支援を充実するための制度改正を早急にすすめていく必要があると考えます。

#### ②ライフスタイルにあった働き方改革の断行

働き方改革については、公明党が提案し設置された国の「政労使会議」や官民対話など複数のチャンネルを使い、賃金上昇に向けての成果が着実に上がってきました。さらに賃金上昇への取り組みを進め、最低賃金について、まずは全国加重平均1,000円の目標をできるだけ早期に実現します。

そして、全都道府県で設置された地方版政労使会議を「地域働き方改革会議」として位置づけ、具体的な改革を推進することが重要です。そのため、地方自治体において地方議員との連携を図りながら、地域の実情に合わせて着実かつ大胆に取り組めます。今年(2016年)度中に、党内にも推進体制を構築し、情報共有を図りつつ横展開していきます。

#### ③成長戦略としての観光振興

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、2020年東京五輪大会)の開催に向けて、世界中から“日本の魅力”に注目が集まります。この絶好の機会を逃すことなく、観光振興による内需拡大策を集中的に展開すべきです。

例えば、訪日外国人等に対する多言語対応は、ハコモノ投資だけでなく、観光案内や文化財等観光資源の説明を丁寧に行うなどのソフト面も重視すべきです。また、宿泊施設や飲食店の情報発信など、外国人旅行者の動線に沿ってニーズを的確に反映できれば、少ない投資で大きな需要を取り込むことができます。観光客の目線に立った小さな取り組みの積み重ねも「生活者優先の経済」の発現であり、住民目線、旅行者目線で改善していくことが重要です。

観光にとって、有望なコンテンツである日本の伝統文化をビジネスとして成立させることも急務です。そのため、伝統行事の通年度化支援や文化財の適切な修理、

美装化、文化施設の機能強化などにも取り組みます。さらに、リニア中央新幹線の前倒し整備や、観光地を結ぶ交通環境の充実により、地方への人の流れをつくり全国の隅々まで快適に旅行ができる「地方創生回廊」の実現に取り組めます。こうした取り組みによって、新たな地域活性化や旅行商品の開発等を後押しし、「観光先進国」として地方創生と経済成長が期待されます。

※「観光」とは、「余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行うさまざまな活動であって、触れ合い、学び、遊ぶということを目的とするもの」(観光政策審議会)とされていることから、国内旅行者にとっては可処分所得の増加とともに、働き方改革による可処分時間(余暇)の増加が要(かなめ)となる。

#### ④第4次産業革命(IoT、AI、ロボット等)の実現、イノベーションの創出

IoT(Internet of Things)やビッグデータ、人工知能(AI)といった技術は、私たちの想像を超える加速度的なスピードで進展し、これまでの社会の仕組みを大きく変える「第4次産業革命」の様相を呈しています。この大きなうねりを的確にとらえ、さまざまな社会的課題を解決し、消費者の潜在的ニーズを呼び起こす新たなビジネスの創出を図るため、IoT、AI、ロボットなどを活用した「第4次産業革命」を官民一体となり、スピード感を持ってわが国の成長戦略に取り込んでいかなければなりません。

具体的には、企業から大学・研究開発法人への投資が弱い状況から脱却し、産学官連携を強力に推進するためのガイドラインを策定・活用するなど、IoT、ロボット、AI等の重点分野の研究開発等に対する戦略的取り組みが重要です。

また、高齢化社会に対応する新たなイノベーションの創出のためにも、第4次産業革命の視点が欠かせません。

例えば、開発企業と介護現場の協議を通じた新たな機器の開発や見守りを含めた介護ロボット等の効果的な活用や、ロボット介護機器の海外展開などを推進します。さらに、医療等の分野におけるデータの電子化・標準化、地域の医療機関のネットワーク化等を通じて、検査・治療・投薬等診療情報の収集・利活用に取り組むとともに、介護事業所等のICT(情報通信技術)化による業務の効率化、情報の共有化を進め、介護従事者等の負担軽減とサービスの質・生産性の向上を図ります。

#### ⑤日本経済の屋台骨——元気な中小企業の創出

中小企業支援については、攻めと守りのバランスを見極めつつ、新陳代謝を促し、創業支援に一層取り組む

必要があると考えます。地方自治体が推進役となり、「しごと」をつくり、地方から成長を押し上げるため、産・学・金・官の円卓会議により、ローカル1万プロジェクトの推進を図ります。

さらに、事業承継についての相談体制やマッチング支援、税制措置を強化するとともに、第二創業を含めた創業支援などを総合的に進め、地域の魅力を体現するチャレンジ精神あふれる若者を応援することで、さらなる生活圏の活性化につなげていくことが重要です。また、電力システム改革による電力小売全面自由化等とあわせて、地域のエネルギー産業を活性化させるため、分散型エネルギー・インフラプロジェクトの取り組みを強力に進めます。これにより、地域に中小サービス産業が根を張り、「生活の持続可能性」が高められることが期待されます。

中小企業で働く方々の賃金上昇を図る一つの対策として、下請け取引適正化・改善の継続や推進が欠かせません。具体的には、「下請代金法」や「独占禁止法」の運用強化に向けた見直しの検討を進めるとともに、下請け企業の価格交渉力を支援するための相談体制の拡充やノウハウ・ハンドブック等の周知徹底が重要です。また、下請中小企業が下請依存度を減らし、経営を自立させるために、下請取引の適正化の推進とあわせて、「下請プラスワン」という発想で地力のある中小企業の商品開発をバックアップしていきます。あわせて、世界のトップ人材等を確保するためには、留学生の就労支援や外国人労働者への相談体制を強化するとともに、永住許可申請に要する在留期間を大幅に短縮する「日本版高度外国人材グリーンカード」等の実現に向けた検討も必要です。

以上の5つの取り組みを通じた狙いは、着実な賃金上昇を確保し、働き方・休み方改革によって可処分所得、可処分時間を拡大することで国内観光などに代表される国内消費を喚起し、内需の底上げにつなげるという好循環を生み出していくことにあります。こうした内需主導型の取り組みと地方創生の取り組みを連動させることによって、地域の雇用の安定と日本経済の成長を確かなものとするのが、「生活者優先の経済」への大きな前進になると考えます。

## 2 活気ある温かな地域社会の構築

### (1) 地方創生の推進

深刻な人口減少問題と東京一極集中の加速により、地

方は若者離れで高齢化が進み、大都市との格差が広がっています。その流れに歯止めをかけ、将来にわたって活気ある地域づくりをめざす、「地方創生」の取り組みが急がれます。

公明党はこれまで「人が生きる、地方創生」を訴えてきましたが、それは地方が自らの課題に正面から向き合い、地域の「人」と「個性」が輝く社会を実現していくことであり、国は地域の実情に応じて、情報・人材・財政面からの支援に全力を挙げるべきです。

2016年3月末までには、47都道府県および1,737市区町村で、産・官・学・金・労・言の各分野や地域住民の代表が参画した上で、「地方版総合戦略」が策定され、いよいよ地方創生の本格的な実行段階へと移ってきました。国としても、地方創生加速化交付金や地方創生推進交付金の創設をはじめとして、さまざまな支援策を実行しています。

GDPや雇用の約7割を占める“地域経済圏”の活性化なくして日本経済の再生はあり得ません。そうした意味からも、各地の総合戦略には、地域産業の圧倒的多数を占める中小サービス業の生産性向上への取り組みのほか、地域資源や地域の特色に着目した農林水産業の6次産業化、魅力ある観光産業の開発など、地域産業の活性化をめざすユニークな施策が数多く盛り込まれています。また、地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちなど、特色あるまちづくりも重要な課題として挙げられています。

こうした各地の創意工夫によって作り上げた総合戦略を本格展開するにあたり、ICTを活用した情報分析の強化や成功事例の横展開など「情報」の支援、プロフェッショナル人材の確保・育成・提供など「人材」の支援、交付金や補助金など事業の実行のための必要な財源を確保する「財政」の支援——といった地方の取り組みを加速させるための十分な支援が求められます。さらに、その取り組みを定着、発展させるために、継続した国の後押しが必要不可欠です。

地方の企業倒産は減り、訪日外国人も年々増加しているなかで、地域の活性化は遠い目標ではなく、現場の知恵とそれを生み出す国の協力によって必ず実現させなければなりません。一時的な支援ではなく、長期的な視野に立って、地方の自立性を高める取り組みに全力を挙げていく必要があります。

### (2) 日本の魅力を生かした観光立国戦略の推進

#### ① 観光産業をわが国の基幹産業に

2030年までに年間18億人まで拡大すると予想され

る国際観光市場において、訪日外国人数を拡大し消費の活性化を図ることが、わが国の経済成長や地方創生を実現する上で極めて重要です。そのためには、旅行業・宿泊業のみならず、運輸、飲食、小売りなど、大きな経済波及効果を有する観光産業において、ICTの利活用、世界水準のDMO（観光地域づくりの推進主体）形成による観光地経営の改革、休み方改革による観光需要の分散化等により、その生産性を向上し、国際競争力の強化を図ることが重要です。

#### ② 訪日外国人旅行者の受け入れ基盤の整備

観光案内所などの観光情報拠点や交流施設および交通標識等の多言語対応、宿泊施設のインバウンド対応（無料公衆無線LANや洋式トイレ等の整備）、交通系ICカード等の利用環境の改善、地方空港におけるCIQ（税関、出入国管理、検疫）施設の機能強化を図り、訪日外国人旅行者の受け入れ環境を整備します。

#### ③ 日本の伝統文化や地域の観光資源を生かした魅力ある観光地域づくり

地方への誘客、観光消費の拡大により、地域の雇用を生み出すため、訪日プロモーションの戦略的高度化を図ります。LCC（格安航空会社）やクルーズ船の誘致等による地方誘客の促進を図るとともに、MICE（会議、セミナーなどビジネスイベントの総称）誘致も積極的に進めます。

日本各地に点在する文化財を積極的に開示する新たな広域観光周遊ルートの形成を進めるとともに、日本各地の伝統文化や地域特有の農業体験などの「テーマ別観光」の推進や「長期滞在型の観光モデル」をつくり、訪日外国人旅行者のみならず国内旅行者にとっても魅力あふれる地方の活性化につなげ、地方創生の弾みにします。

#### ④ 日本人による国内旅行の後押し

日本の魅力を生かして“地域で稼ぐ”ためには、人口減少という構造的な条件の下では海外からの旅行者の増加は不可欠ですが、急増する訪日外国人旅行者と比べ国内旅行者の動向は停滞傾向にあります。観光地の魅力を一層高めていくためにも、海外からの旅行者に先立って日本人自身による国内旅行の需要増を導くことが必要です。そのためにも日本人の国内旅行を後押しするような施策を進めるべきです。

### (3) 安心して暮らせる住まいの確保と魅力ある住生活環境の整備

#### ① 住宅ストックの良質化

少子高齢化・人口減少が急速に進展し、空き家問題が深刻化する中で、「住宅を作っては壊す社会」から、「良質な住宅をきちんと手入れし長く使う、ストック重視の社会」への転換が必要です。地球温暖化に対応するゼロ・エネルギーハウス（ZEH）等の省エネ住宅や高齢社会にやさしいバリアフリー住宅の促進など、住宅ストックの良質化を進めます。市町村等の空き家対策への取り組み支援を進めるとともに、新たな住宅循環システム構築に向けて、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化および住み替え支援の充実を図り、子育て世帯等でも魅力ある住まいの確保ができる社会をめざします。

#### ② 住宅セーフティーネットの整備

高齢者世帯や若年・子育て世帯のみならず、低所得者、障がい者などの住宅確保要配慮者が、入居拒否や家賃負担の問題なく安心して住むことができ、地域ぐるみで子どもを育む住環境を整備します。公的賃貸住宅団地の建て替えを契機に、子育て支援施設や医療福祉施設等を誘致する取り組みへの支援を進めるとともに、住宅確保要配慮者のそれぞれの状況に応じ、入居支援、入居後の見守り、家賃補助など幅広い居住支援に取り組む、新たな住宅セーフティーネット制度を構築します。

### (4) 文化芸術の振興

心豊かな文化芸術立国の実現をめざし、わが国の文化芸術の基盤を強化していくことが必要です。そのためには、実演芸術の振興をはじめ、観光立国、国際交流につなげる取り組み、文化芸術等の体験型事業、若手芸術家等の人材育成、障がい者芸術の振興、文化財の保存・活用・継承など、さまざまな角度からの取り組みを推進していくことが求められています。「世界遺産」登録で当該地域が活性化していますが、2015年度から始まった「日本遺産」事業は、有形無形の文化財を地域やテーマごとにまとめ、地域の魅力を発信するものであり、2020年までに100件の認定（現在37件：2016年4月時点）をめざしています。文化財は貴重な観光資源でもあり、日本遺産等の活用は地方創生、観光拠点整備に資するものとして、その広がりが期待されています。また、子どもたちの夢と未来のために、子どもたちが

本物の文化芸術に触れる機会を少なくとも年1回は持つようにすべきです。歌舞伎や文楽、浄瑠璃、能といった日本の伝統文化に触れる機会を、学校教育において設けるべきではないでしょうか。

一方、文化芸術の振興には、若手をはじめとする芸術家の育成が不可欠です。あわせて海外への発信力を強化するために、文化芸術を支えるグローバル人材の育成が欠かせません。

文化芸術活動を資金面で支援することも強く求められています。企業や個人が支援しやすくするよう寄付税制を拡充することや、能楽堂などの文化財を所有する法人等への税優遇も推進すべきと考えます。

### (5) 2020年を見据え、スポーツ立国の推進

世界が注目し国民に夢と希望を与える2020年東京五輪大会の成功をめざし、トップアスリートの育成・支援など国際競技力の向上や施設整備（国立競技場の改築、ナショナルトレーニングセンターの拡充等）などを加速させなければなりません。選手強化事業の充実、スポーツ施設の充実や指導者の育成および資質向上など、スポーツに関する施策の一層の拡充を図る必要があります。

また、誰もがスポーツを通じて、いつまでも健康で活力ある生活が営めるよう「総合型地域スポーツクラブ」の育成を推進していくことも必要と考えます。

あわせて、2020年東京五輪大会を契機として障がい者への理解が一層進み、障がい者が身近な地域においてスポーツに親しむことができる社会の実現に向けて、障がい児・者のスポーツ活動の推進、障がい者スポーツに対する理解の促進、障がい者スポーツの推進体制の整備等の取り組みを強化すべきです。

2020年東京五輪大会の施設整備に当たっては、パラリンピックの会場・競技施設のバリアフリー化が不十分であることから、整備ガイドラインを策定するなど、パラリンピックの拠点整備とともにバリアフリー化を強力に進めることが重要です。

2020年東京五輪大会の成功に向けては、スポーツを通じた取り組みだけでなく、障がい者芸術を含む文化プログラムの全国展開や、日本遺産による文化財の活用、ホストタウンやオリンピック・パラリンピック教育を推進していくことが重要です。

## II 新しい支え合いの 共生社会の実現へ

### I 安心の社会保障の 構築に向けて

わが国の高齢化率（65歳以上人口の総人口に対する割合）は、2013年には25.1%（4人に1人）、2060年には39.9%（2.5人に1人）と推計されています（国立社会保障・人口問題研究所）。また、人口減少が続く中であっても高齢者は増えており、結果、社会保障給付費も年々増え続けています。2014年度に年金、医療、介護などに充てられた社会保障給付費は、112兆1,020億円となっています。

こうした中、消費税率引き上げの再延期によって、社会保障の充実が行き詰まるのではないかとの声が上がっています。増え続ける社会保障費に対し、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものにしていくため、自民、公明、民主（当時）の三党で合意し、社会保障の充実と合わせ、社会保障財源を確保するための「社会保障と税の一体改革」の基本的な考えに変わりはありません。消費税は、そのための重要な財源でもあります。

社会保障の充実が、国民の間に将来への安心感を生み、消費の下支えにもつながるものであり、公明党はまず、子育てや介護、無年金・低年金者対策など、消費税率引き上げ時に予定していた社会保障充実のための施策の早期実現をめざしています。

一方、社会構造や人口構造が急激に変化する中で、社会保障制度の担い手が減っているのも事実です。負担と給付のバランスから、現役世代だけに過重な負担をお願いするのではなく、高齢世代であっても負担能力のある人には負担をお願いし、社会保障制度の支え手を増やすことが求められています。

### (1) 地域で支える社会保障ネットワーク

団塊の世代が後期高齢者になる2025年を見据え、それぞれの地域で増え続ける医療・介護ニーズにどう対応していくのか、大きな課題となっています。その

取り組みの大きな柱が、都道府県で策定が進められている「地域医療構想」です。

病院から地域医療へという大きな流れの中で、効率的で質の高い医療・介護サービスを提供するには、今後10年間の医療需要を推計した、病床の機能分化や連携、在宅医療・介護の推進などが欠かせません。

公明党はこれまで、住み慣れた地域で医療、介護、生活支援などのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築をはじめ、介護予防や認知症対策の充実などを推進してきました。今後は「地域医療構想」と「地域包括ケアシステム」との一体的な取り組みが不可欠です。

2年前に発表した「結党50年ビジョン — 福祉社会論」では、地域で暮らす一人ひとりに光を当て、きめ細かな福祉を展開していくために、住民が自発的に支え合う「互助」のネットワークを基盤とする「地域創造型福祉」を提案しました。地域創造型福祉とは、それぞれの地域の特色を最大限に生かして「地域で創造する福祉」であると同時に、そこに生きる人々の絆を再生あるいは新たに形成し「地域を創造する福祉」でもあります。

このように地域で支える社会保障ネットワークの構築には、介護人材の確保が喫緊の課題です。厚生労働省によると、介護人材は2025年には約253万人必要ですが、現状では約38万人が不足すると予測されています。人材確保のためにはまず、処遇改善を進めるべきです。その一環として、当面、介護従事者の賃金を月額で平均1万円相当引き上げます。さらにICTや介護ロボットの活用等により、介護従事者の負担の軽減、職場環境の改善も促進すべきです。

認知症や知的・精神障がいを持つ方々の尊厳と権利を守るためには、自己決定権の尊重と身上監護を含む成年後見制度が必要です。利用体制を整備し、利用促進を図ります。

### (2) 活動寿命を延ばす健康長寿社会へ

世界有数の長寿国となったわが国がめざすべき方向は、健康面で支障がなく日常生活が送れる「健康寿命」を延ばすことです。

その上で、公明党は「活動寿命」という概念を新たに提起し、その延伸に取り組むべきと考えています。活動寿命とは、賃金を得るための労働に限らず、ボランティアや地域活動などを通して社会と関わり、支え合いの社会づくりに貢献できる期間を指します。健康を維持しながら、いくつになっても元気に働き、地域へ

の貢献も果たしていく、生涯現役の生きがいにあふれた生活を送る——。そうした人々が主役の「地域社会」の構築が求められています。

こうした社会を実現するには、例えば、日本人の2人に1人が罹患する、がん対策の強化が欠かせません。公明党は、がん検診受診率50%以上をめざし、がん検診無料クーポンを実現するとともに、コールリコール（個別受診勧奨）の強化にも取り組み、検診受診率は着実にアップしました。さらに欧米並みの検診受診率（70～80%）をめざし、この流れを加速すべきです。また、がんになっても働き続けることができる職場環境の整備や、学校等におけるがん教育の普及を急がなくてはなりません。

「活動寿命」延伸のために、高齢者がボランティアなどに携わった活動をポイントとして蓄積し、介護保険サービス利用時や健康増進の取り組みなどに充当できる「ボランティア・ポイント」制度が、すでに各地の地方自治体で導入されています。公明党はこうしたポイント制度が自治体の垣根を越え、全国どこでも使えるよう、検討すべきと提案しています。

また、介護保険を利用せずに元気に暮らす65歳以上の高齢者に対し、介護予防への取り組みを評価する「お元気ポイント」を付与し、将来の介護保険料を軽減するなどの制度創設も提案しています。元気な高齢者がさらに地域社会に貢献するためにも、導入の検討を急ぐべきと考えます。

### (3) 地域・社会全体で子ども・子育てを支援

子育てに奮闘している人の中には、核家族化の進展や地域とのつながりが薄いために孤立化し、児童虐待など深刻な事態を引き起こすケースもあります。こうした悲劇を防ぐためにも、児童相談所の体制を強化するとともに、民間との連携を図りつつ、児童虐待防止対策を推進すべきです。あわせて、地域で安心して子育てできる環境の整備も喫緊の課題です。

その一つが、結党50年ビジョン等で提案してきた「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）」の設置です。同センターは、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援を行うものです。妊婦や子育て中の親には、必要な支援とともに、保健師らと子育てや生活上の相談もできることで、心の支えになるものと期待されます。改正児童福祉法により法定化され、政府は2020年度末までに全国展開する方針です。

地域で安心して子育てするには、子どもの医療費無料化も大切な視点です。公明党が地方議会で推進してき

たこともあり、無料化は大きく前進しています。ところが、地方自治体が子どもの医療費を無料化するなど窓口負担に独自に助成していることに対し、国が国民健康保険の補助金を減額措置している現状は、少子化対策に逆行するものと言わざるを得ません。そのため、公明党は党内に小委員会を設置し、政府に対して強く見直しを求めてきました。その結果、「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月)の中で、検討する旨が明記されましたが、早急に見直すべきです。

#### (4) 安心の年金制度を確立

将来の年金に対する不信や不安感が若い世代に多いと指摘されていますが、社会保障と税の一体改革によって、基礎年金の国庫負担2分の1の恒久財源が確保され、この措置によって、年金制度は一層安定しました。さらに、公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の透明性と信頼性を高めるため、ガバナンス改革を含めた体制整備も不可欠です。

その一方で、高齢者等の無年金者対策も重要です。そのため、年金受給資格期間の25年から10年への短縮を消費税率10%への引き上げを待たず、2017年度中に前倒しで実施します。期間短縮の措置により、初めて受給権を得る人は約64万人(推計)に及びます。

あわせて、低年金者に月額で最大5,000円(年6万円)を支給する「年金生活者支援給付金」の早期実施を求めています。

若者を中心に非正規労働者の増加など雇用環境が変化している中で、将来、無年金者や低年金者が増えることが懸念されています。2016年10月からパートやアルバイトの社会保険(厚生年金・健康保険)を手厚くするため、新たに約25万人が厚生年金と健康保険に加入できるようになります。今後も厚生年金の適用拡大を図るなど無年金・低年金者対策を着実に進めるべきです。

#### (5) 万全なセーフティネットを構築

社会全体における格差の拡大や貧困の固定化が指摘されています。社会保障の拡充によるセーフティネット(安全網)の強化は不可欠であり、生活保護に至る前、あるいは生活保護から脱却した人などが、自立した生活ができるよう支援することが求められています。

2015年4月から生活困窮者自立支援制度がスタートし、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国に設置されていますが、個々の相談に応じた支援が

きめ細かに実施できるよう拡充していかなければなりません。

また、経済状況が厳しい家庭で育った子どもが、満足な教育が受けられず、進学や就職のチャンスを失うことにより、自ら貧困に陥る「貧困の連鎖」を断ち切る支援策が求められています。その観点から、低所得のひとり親家庭に支給する児童扶養手当について、第2子は従来の月5,000円を最大1万円に、第3子以降は3,000円を最大6,000円に引き上げられたことは大きな前進です。あわせて、子どもの教育支援も拡充すべきです。

一方、ひとり親の学び直しや就労支援も大事なテーマです。例えば、親の学び直しのサポートとして、最終学歴が中学卒業や高校中退の人で、高校卒業程度認定試験(旧大検)合格をめざす場合、受講費用の最大6割を補助する事業がはじまっています。高校卒業程度認定は就職・転職等に役立ちます。こうした事業の周知を図るとともに、一人ひとりに寄り添った新たな支援付き就労支援を創設することも必要です。

## 2 一人ひとりが輝き活躍できる社会へ

少子高齢化や人口減少が進む中であって、国民一人ひとりが持つ力を最大限に発揮し、希望に応じて活躍できる社会基盤を強固にすることが、今後の日本社会の活力と持続的な成長を生み出す源泉です。

その一方で、「待機児童」や「介護離職」の問題に代表されるように、一人ひとりの生活に焦点を当てて見れば、その活躍を妨げるさまざまな障壁が依然として存在することは否定できない事実であり、この障壁を取り除く抜本的な取り組みを急がなくてはなりません。

具体的には、次代を担う若者が安定した就労によって将来設計を描き、子育てや介護を抱えながら働く現役世代が希望と安心を持てる「働き方」を実現するなど、一人ひとりの置かれた状況に配慮した多様な選択肢の提供とその実現を支える重層的な取り組みが不可欠です。

最も支援が必要とされる子育て世代に対しては、保育所整備をはじめ、社会全体で子育てにかかる負担を軽減し、結婚や子育てに希望を見出せるよう、抜本的な支援強化が必要です。

既存の社会保障制度の機能強化に加え、職場や地域における支え合いの体制づくりを強化するとともに、保育や介護などのサービス基盤を支える人材の養成・確

保に優先的に取り組むことなどによって、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」を構築すべきと考えます。

#### (1) 働き方改革の断行

一人ひとりの生活設計の根幹に関わる「働き方」をめぐっては、これまでもワーク・ライフ・バランスや心身の健康確保などの観点から議論が重ねられ、公明党としても育児介護休業制度や雇用保険制度の見直しなど、多くの法律や制度の改善を実現してきました。その一方で、累次の法改正により制度の改善は進んだものの、依然として育児介護休業などを取得しづらい職場風土や長時間労働を前提とした勤務形態からの脱却が進まず、一人ひとりの活躍を後押しする上では、実効性を確保するための、一層の取り組みが必要です。長時間労働を是正する具体的な取り組みとして、労使合意により時間外労働が許容される現行の「36(サブプロク)協定」における時間外労働規制のあり方を見直し、上限規制を設けるとともに、勤務終了時から翌日の始業時まで一定の休憩時間を設ける「勤務間インターバル制度」の導入など企業における自主的な取り組みを支援すべきと考えます。

また、有給休暇や育児介護休業等の取得率の向上、テレワークなどの時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進するため、管理職をはじめとする職場の意識改革を促し、個々人のモチベーションや労働生産性を高めつつ、職場内の支え合いによって育児や介護を抱える労働者にやさしい働き方モデルの構築と積極的な取り組みに対する優遇措置が必要と考えます。一方、社会構造の変化に合わせ、個人所得課税について、人的控除など各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討します。

#### (2) 女性、若者の活躍と非正規労働者の待遇改善

女性、若者の活躍を推進するため、公明党は女性活躍推進法や若者雇用促進法の成立を主導してきましたが、より根本的な課題解決のためには、賃金引き上げによる生活の安定とライフステージに応じて働き続けられる多様な就業形態の整備が必要となります。同一労働同一賃金の実現や最低賃金の引き上げをはじめ、能力開発機会の拡大やキャリア形成支援を含めた正社員転換を促進することなどによって、所得の向上を図るとともに、希望すれば子育て中も働き続けられるテレワークや短時間勤務などの環境整備や、仮に退職しても安定した職場に再就職できるよう、教育訓練

の充実等を含めた復職支援、再雇用制度の活用などを進めることが重要と考えます。

#### (3) 待機児童ゼロの推進

子育て世代の就労継続を可能とするため、育児休業制度などととも、重要な役割を果たすのが、保育所や放課後児童クラブの整備です。待機児童の解消をめざした50万人分の保育の受け皿整備や、「放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことのできる居場所づくりを着実に進めることが必要です。

特に都市部を中心とした保育所待機児童の問題については、小規模保育や事業所内保育、幼稚園の延長保育など即効性ある受け皿拡大を支援するとともに、施設整備のための用地確保と財政支援、多様な保育ニーズと適切なサービスのマッチングを行う保育コンシェルジュの活用促進など、利用者本位のサービス提供を進め、いわゆる「保活」(子どもを認可保育園等に入れるために保護者が行う活動)の負担を軽減する取り組みが重要と考えます。

#### (4) 障がい者、高齢者の活躍

障がい者の社会参加を促進し、障がい者の持てる能力が最大限に発揮される社会を構築することは、すべての人が安心と生きがいを持って活躍できる共生社会の実現に通じます。また、個々の障がいの特性について国民が広く理解と認識を深めるとともに、関係省庁・地方自治体・機関等が連携して適切なサポートを行うことによって、障がい者が活躍できる舞台は大きく広がるものと考えます。

具体的には、移動支援・意思疎通支援の充実やグループホームの整備など障がい者の地域生活を可能とする障がい者福祉サービスの確保とともに、就労支援や職場定着支援の強化、障がい者が農業の担い手となる「農福連携」やICTを活用した在宅雇用の推進など、就労機会の拡大を進めることも重要です。

また、公明党が主導した改正発達障害者支援法に基づく体制整備を推進します。

わが国の高齢者は就労意欲が高く、その豊かな知識と経験を、地域や職域で生かして活躍してもらうことは、高齢者本人の生きがいのみならず、社会全体にとっても大きなプラスとなります。

高齢者が年齢にかかわらず意欲や能力に応じて働き続けられるよう、定年年齢の引き上げや高齢者の賃金体

系の見直し等により、高齢者の雇用確保に積極的に取り組む企業に対する支援を拡充するとともに、ハローワークにおける相談・就労支援体制の強化や、シルバー人材センターの機能強化による多様な就労機会の提供に取り組むべきです。

また、地域における多様な活躍・就労の場づくりを推進するため、高齢者を含めた多様な人々が自発的に集まって、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなど経済活動を分野横断的に統合型で運営し、働くことができる新たな法人制度を創設すべきと考えます。

### (5) 福祉人材の確保

保育所等の待機児童や介護離職をなくすための最大の課題は、サービスを担う人材の確保です。保育・介護等の従事者が、誇りとやりがいを持って働き続けられるよう、賃金引き上げを含めた処遇の改善、業務負担の軽減、資格取得支援などの取り組みを通じて、保育・介護・障がい者福祉サービスを担う人材の養成・確保と魅力ある職場づくりに国を挙げて取り組む必要があります。

また、福祉人材の専門性を高め、キャリアアップを支援することで、さらなる賃金引き上げ、技能や経験に見合った処遇を行うとともに、福祉サービスを支える人材の裾野を広げるため、市民サポーターの養成・活用などを含め、地域福祉を支える重層的な取り組みを支援すべきと考えます。



教育の目的は、子どもの幸福にあります。子どもたちの“幸せになる力”を引き出すことが重要であり、それは、子どもが本来持つ無限の可能性を開くことにほかなりません。一人の子どもをどこまでも大切にし、子どもの可能性を開く教育、そして「教育のための社会」の実現をめざします。そのために、これまで関係者の努力で築き上げられてきた日本の教育の強みは大事にしつつ、いま直面する課題を乗り越える取り組みが重要です。

特に近年、家庭の経済的事情による教育格差が拡大しつつあり、子どもの貧困の問題も深刻です。格差を是正し、貧困の連鎖を断ち切るためには、教育の機会均等を図ることが重要なカギとなります。「教育の無償化」を視野に入れた取り組みを検討すべき時に来ているのではないかと考えます。すでに幼児教育の無償化が段階的に進み、小中学校は義務教育として無償であり、高校等も実質的に無償化されました。今後、大学の無償化に向けた検討を開始すべきと考えます。当面は、大学授業料の免除枠を拡大していくべきです。このほか、不登校やいじめ、発達障がい等の障がいなど、さまざまな困難を抱え十分に力を伸ばすことのできなかつた子どもや、卓越した能力をさらに大きく伸ばす学習機会に恵まれなかつた子どもをサポートするなど、すべての子どもたちが個性や学習状況に応じて質の高い教育を受けられるようにすることも必要です。

### (1) 貧困の連鎖を断ち切る教育支援

#### ① 教育の機会均等をめざし教育費負担の軽減

子どもの貧困対策の大きな柱として教育支援は不可欠です。教育支援は、貧困の世代間連鎖を解消する重要なカギを握っています。教育の機会均等を確保するため、特に教育費負担の軽減は必須の取り組みです。幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。すべての子どもに質の高い幼児教育を受ける

機会を保障することが重要であり、幼児教育の無償化を実現すべきと考えます。そのため、財源を確保しつつ、無償化を着実に進めるとともに、あわせて幼児教育の担い手である幼稚園教諭等の処遇改善・働きやすい環境整備が求められています。

また、高校生等が安心して教育が受けられるよう、高校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金が支給されています。さらに、低所得世帯や多子世帯の負担軽減を図るため、授業料以外の教育費について支援する高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の制度が設けられていますが、第1子への支給額の拡充が課題となっています。

学力の問題から公立校に入ることができず、私学で学ぶ低所得世帯の子どもも少なくなく、公立並みの負担で学べるよう経済的支援を検討すべきです。

そして、学ぶ意欲があっても経済的理由により大学等への進学をあきらめざるを得ない子どもたちがいます。特に生活困窮世帯等や児童養護施設等に入所している子どもは、平均的な年収の世帯と比較して大学等への進学率が非常に低く、貸与型の奨学金制度のみでは教育の機会均等を実現するための施策として不十分であり、返済不要の給付型奨学金制度の導入が必要不可欠です。すべての子どもたちが大学等に進学するチャンスを保障する社会を実現するため、給付型奨学金を速やかに創設します。

あわせて、奨学金については「有利子から無利子へ」シフトさせる流れを加速させ、無利子奨学金を拡充していかななくてはなりません。なかんずく、無利子奨学金が受けられる条件に適合しているのに、予算枠によって受けられない「残存適格者」は直ちに解消されるべきです。また、低所得世帯については成績要件を撤廃し、無利子奨学金が受けられるようにすべきと考えます。

一方、返済月額が卒業後の所得に連動する新たな所得連動返還型奨学金制度が2017年度進学者から適用されることとなり、返済困難にならないための支援が一步前進します。現在すでに返済困難に陥っている人への対策として、この新制度が既卒者にも適用されるよう検討することが必要です。

なお、現在、奨学金の貸与に当たって機関保証（保証機関による連帯保証）を選択した場合に必要な保証料（金額は貸与月額、貸与月数、返還期間等による）が奨学金から天引きされていますが、この保証料の引き下げを検討すべきです。

### ② 学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策、学習支援

家庭の経済的事情にかかわらず、すべての子どもたちが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、希望を持って夢に挑戦できるようにすることは、一人ひとりの豊かな人生の実現に寄与するものです。教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ることはもとより、それだけでなく学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策を推進していかなければなりません。

学校における、きめ細かな学習指導、スクールソーシャルワーカーの配置拡充などによる学校を窓口とした福祉関連機関等との連携を図るなど、さまざまな支援に力を入れるべきと考えます。

そして、学校以外での学習支援も重要です。例えば、大学生や教員OBなど地域住民の協力により学習支援を行う「地域未来塾」（原則無料）は、学習が遅れがちな中学生等の学習習慣の確立や基礎学力の定着を図り、高校進学率の改善や学力向上につながる学習機会を提供することで、貧困の負の連鎖を断ち切る一助ともなります。

放課後や土日等を活用した学校内外での補充的な学習や発展的な学習など、学習支援の機会も充実していくべきではないかと考えます。

### (2) 一人ひとりを大切にす、安心して質の高い教育の推進

#### ① いじめや不登校など困難を抱える子どもへの支援

いじめや不登校、中退など困難を抱える子どもたちへの支援は、ますます重要になっています。子どもたちが心に秘めた悩みを相談しやすい環境を整えていくことが必要です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や、養護教諭、児童支援専任教諭などの配置拡充をはじめとした、学校の教育相談体制の強化を進めるべきです。

不登校の子どもたちが安心して学びを再開できる環境づくりも大事であり、教育支援センターなどの不登校支援施設等への支援を拡充することや、特別な教育課程を編成できる不登校特例校などの活用を促進することも欠かせません。

また、高校を中退して進路変更を希望する生徒もいることから、高校と地域若者サポートステーション等の関係機関が連携・協働して、学校に在籍している段階から切れ目のない支援を行うことも必要です。

②学力差に応じた、きめ細かい教育

各学校・地域において、子どもたちの多様な学力差や一人ひとりの学習課題等に応じた、よりきめ細かい教育を実現することが、子どもたちの学力と人間力を伸ばすためにますます重要になっていると考えます。長期的な視点に立った教職員定数の計画的な改善など教職員の質と数の一体的な強化を図り、少人数学級や少人数教育の一層の定着を図る必要があります。

あわせて、教育現場の安全・安心を確保するため、セーフティ・プロモーション・スクール（事件・事故、災害から子どもを守るため、安全な教育環境の整備に取り組む学校を認証する制度）を普及させていくことも重要です。

③発達障がいなど障がいのある子どもへの支援

障がいのある子と障がいのない子がともに学ぶことをめざすインクルーシブ教育システムを構築することが、これからの課題となっています。障がいのある子どもたちが十分な教育を受けられる環境を築くための取り組みを進めなくてはなりません。早期から継続的に適切な教育や支援を受けることで能力を伸ばせるようにするとともに、保護者の不安を解消し、安心して子育てできるようにすることが重要です。

そのため、それぞれの地域で教育・医療・福祉・就労等の関係部局・機関が連携し、発達障がいなどの早期発見・早期療育支援、保育・学校教育・社会教育・就労等を通じた適切な情報の共有・引き継ぎ等により、乳幼児期から就労期まで一貫した支援・相談等を行える仕組みづくりも必要です。

障がいのある子どもが専門的な教育を受けられるよう、特別支援教育を担当する教員をはじめ、すべての教職員の資質能力、専門性の向上を促進するとともに、小中学校における通級指導担当職員の基礎定数化、特別支援教育コーディネーターの専任化、高校段階での通級指導制度化の早期実現および特別支援学級の制度化の検討など、学校における特別支援教育体制の充実も、今後の重要な課題です。

さらに、障がいにより学習上の困難を抱える子どもの学びを支援するため、障がいの特性に応じた教科の指導法を進めることや、ICTや科学技術を取り入れ、一人ひとりに適切な支援機器やプログラムを活用することも積極的に行っていく必要があります。

④さまざまな体験学習の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、実

際に体験することほど貴重な場はありません。インターネットの世界が日常生活の中にまで浸透し広がっている今、子どもたちにとっては、バーチャル（仮想的）な体験ばかりという状況です。

そうした中で、子どもたちが「本物」に触れる機会を積極的につくる重要性が増しています。「本物」に触れることを通して、子どもたちの学びはより豊かなものになり、人間性や社会性が育まれていきます。文化芸術、スポーツ、自然、職業など多様な体験学習の機会を充実させることが、今後ますます重要です。例えば、「伝統文化親子教室」「トライやる・ウィーク」「農山漁村体験学習」など一定の成果を上げている事業の実施をさらに拡大・充実させるべきです。

⑤安心で質の高い教育を支える学校施設等の整備

公立小中学校の耐震化は、これまでにほぼ100%へと進めることができましたが、公立学校施設のうち約7割が建築後25年以上経過し改修が必要とされており、老朽化対策、長寿命化対策が喫緊の課題となっています。あわせて、熊本地震でも、その必要性が明らかになった非構造部材の耐震化対策も早急に進めなくてはなりません。

また、洋式化を含めたトイレ環境の改善や、空調の設置など、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう速やかに環境の改善を図ることが求められています。学校施設は、災害時には地域の避難所としての役割を要請されるため、安心して子育てができ、高齢者や障がい者も安心して生活できる環境が確保できるよう、防災機能の強化、バリアフリー化等を進める必要があります。

一方、私立学校施設や国立大学等は耐震化が遅れており、早期100%完了をめざすとともに、老朽化対策も着実に進めなければなりません。

(3)きめ細かい教育を推進するための体制等の整備

①チーム学校の推進

日本の学校は、すべての問題を校内で解決しようと抱え込み、何から何まで教員が担い、その結果、日本の教員は世界一忙しいと言われるほどです。子どもと向き合う大事な時間を確保できない、というのが現場の教員の悩みとなっています。教員と専門スタッフがチームを組んで運営する体制（チーム学校）をつくり、小中学校で複雑・多様化している子どもの問題に取り組み始めています。

具体的には、子どもから相談を受けるスクールカウ

セラー、生活環境の改善などにあたる福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーは、その役割を法令で位置づける議員立法（チーム学校運営推進法案）を2016年5月、公明、自民の与党で国会に提出しました。将来的には正規職員として、人件費を国庫負担の対象にすべきと考えます。

②学びを通じた地域づくりと学校・家庭・地域の連携協働

すべての公立学校で「地域とともにある学校」への転換をめざし、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入が進められています。

コミュニティ・スクールは、学校の教職員と児童・生徒の保護者や地域住民などで構成され、学校の運営に地域の意見を反映させる制度です。地域ぐるみで学校が抱える課題や子どもをめぐる問題を解決する仕組みとして期待されています。導入校の中には、住民による教育ボランティアが子どもたちの学力向上に貢献しているという実績もあります。

今後さらに導入を進めるとともに、「地域学校協働本部」の推進を図り、学校・家庭・地域が連携協働する、学びを通じた地域づくりを広げていくべきと考えます。

(4)国際社会で活躍するグローバル人材の育成

日本の国際競争力向上のカギとなるのがグローバル人材の育成です。グローバル人材を育成するため、初等中等教育段階からの英語教育を強化することや、スーパー・グローバル・ハイスクール（SGH）の拡充を図る必要があると考えます。

また、日本人の海外留学生数は、1カ月未満の短期留学は増加傾向にあるものの、それ以上の留学はほぼ横ばいとなっていますが、国は2020年までに日本人留学生を倍増する目標を掲げており、その目標達成のためには、留学生への支援をさらに拡充することが欠かせません。給付型の留学奨学金対象枠を大幅に拡大することや官民協働留学支援制度を充実するなど、さまざまな手を打つべきです。

一方、約7.6万人の義務教育段階の日本人の子どもたちが海外で生活しており、その子どもたちはグローバル人材育成の最前線にいるようなものであり、質の高い教育を受けられるよう在外教育施設への十分な支援（派遣教員の増員、派遣国数の増、教職員の研修機会の拡充など）に取り組むべきです。また、海外で長期滞在した子どもたちが帰国後、海外での経験と培った能力を社会で発揮できるよう、加えて、日本語での

意思疎通に問題を抱える外国人児童が充実した教育を受けられるよう、日本における受け入れ体制の整備も欠かせません。



# IV

## 防災・減災の 地域づくりと 復興加速化支援

東日本大震災、熊本地震をはじめ、火山の噴火、土砂災害、大水害など各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいます。2016年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ、また、住まいや農林水産業を含む産業なども大きな被害に見舞われました。迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策が喫緊の課題となっています。

特に、高度成長時代に建設された道路や橋梁など社会インフラの老朽化が進み、事故の発生や災害時の危険性が増しており、国民の命を守るために補修・更新といった対策が急務です。

公明党が提唱した防災・減災ニューディールの理念が反映された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」などを踏まえ、安全・安心な地域づくりへ、着実かつ速やかに防災・減災対策を進めていかななくてはなりません。

### (1) 防災・減災、老朽化対策と

#### 多様化する自然災害に対する強い国づくり

国土強靱化基本法に則り、道路や橋梁、上下水道、学校施設など社会インフラの長寿命化・老朽化対策が着実に推進されてきました。引き続き社会インフラの総点検を進めながら計画的な補修・修繕、耐震化等が重要です。また大都市共通の課題である地下街の防災対策も重要です。加えて今後、大規模地震における出火防止のための感震ブレーカー設置などのハード面対策を推進していくことが必要です。

さらに、地震・火災・豪雨等の大規模災害に備えた防災・減災対策にかかる研究開発を強化します。

また、大規模災害が発生するたびに、被災市町村がマニュアルを引きながら罹災証明書発行や避難所の運営および救援物資の配布に関わることによる初期対応の遅れ、混乱が繰り返されてきました。このことを教

訓とし、災害発生時のより速やかな初期対応を可能にするため、「災害庁」（日本版 FEMA = 緊急事態管理庁）の設置を視野に、災害対策を担う専門的な人材の確保を図るなど、世界一安全な国づくりが求められています。

また、火山噴火時における周辺住民や登山客の安全を確保するため、噴火の危険性の高い活火山における避難計画の作成の推進も欠かせません。加えて、公的支出のみならず、民間の力を引き出すための多角的な取り組みを推進し、公助とともに自助や共助も促していくべきと考えます。

民間の企業・団体等を含めた社会全体の防災意識の強化がますます重要です。国が進めている「国土強靱化貢献団体認証制度」の普及とともに、現在47都道府県で策定が進んでいる「地域強靱化計画」の策定を市町村にまで広げていくことが急務です。

### (2) 地域防災力の向上と防災拠点の整備

ソフト面の防災対策として、被災者支援システムを全国の地方自治体に完備・普及することや、学区単位の自主防災コミュニティの組織化と訓練の実施、防災マップの作成等を進め、地域防災力の向上を図ることが求められています。

大規模水害から住民の命と暮らしを守るために、自治体の枠を超え流域ごとのタイムライン作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ることも必要です。

また、防災拠点には災害に強い公衆無線LANを設置することで、スマートフォンなどで家族の安否確認や緊急連絡、緊急情報を得られるようになります。

特に子どもや女性、高齢者や障がい者が、避難所生活でつらい思いをすることがないように避難所の環境整備や防犯体制を強化することが求められています。災害時におけるトイレ機能確保のため、避難所等におけるマンホールトイレの整備の促進も重要です。

さらに、地震等の被災地で空き巣被害が相次ぎ、罰則の強化などを求める声が上がりました。災害時の留守宅を狙った窃盗犯罪の抑止力を高める方策が求められています。

### (3) 生活密着型インフラの整備

21世紀の社会インフラ整備にとって大事な第1の視点は、頻発化、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災を前提として進めていかななくてはならないということです。治水対策や高台整備といったハード整

備も重要ですが、ハード機能が効果を発揮するためには、河川であれば流域特性を加味したタイムラインの設定や地域コミュニティとの協働による避難計画などの立案をあわせて進めることで、より一層の減災機能が期待されます。

第2の視点として、人口減少と高齢化への対応も欠かせません。インフラ整備は単純に新たに施設を増やすだけでなく、人口減少に見合うように合築や既存施設の集約化の可能性を探るべきです。なかでも、全国的に問題となっている空き家は、居住を取りやめて建屋の劣化が始まる前に活用する術がないか、地域が一丸となってその可能性を探る枠組みを考えるべきです。高齢化との関連で見ると、社会インフラの整備が急がれていた戦後・高度成長期当時の効率性優先の規格がそのまま続いており、現在の高齢化社会においては甚だ心許ないものがあります。

これらの規格を刷新し、高齢者や障がい者にやさしい規格に見直すべきです。駅のエスカレーターやエレベーター、ホームドアや転落防止柵の設置は乗降客数に関わらず義務化するなど、これまでの既成概念にとられないインフラ整備を進めることが必要です。あわせて、上下水道や開かずの踏切対策（鉄道立体交差化等）といった生活密着型インフラの整備も必要です。

### (4) 東日本大震災からの復興、新しい東北の創生

東日本大震災からの復興は、2016年4月から、新たな「復興・創生期間」に入りました。その名が示す通り、被災地の自立につながり、新しい東北の展望を開く、まさに「地方創生のモデルケース」となるような復興をめざしての取り組みが進められています。

今なお約14.4万人（2016年8月現在）の方々が避難生活を余儀なくされ、原発事故による風評被害や、震災の記憶の風化も懸念されています。復興を阻む、この風化と風評という2つの風を打ち破り、復興の取り組みを一段と加速しなければなりません。

避難生活の長期化や分散化、応急仮設住宅から災害公営住宅への転居の本格化、また津波の記憶による後遺症のストレスなどで苦しむ被災者の方々が多くおられます。こうした被災者に寄り添いながら、心身のケアや生きがいつくり、孤立防止も含めた地域コミュニティの形成などの「心の復興」事業を推進することなど、状況に応じたきめ細やかな伴走型生活支援を強化することが重要です。

また、自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々に

ついては、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の着実な推進が求められています。

さらに、正確な情報発信や風評被害対策を着実に推進し、農林水産業をはじめとする産業復興支援の強化とともに、東北観光復興支援などを通じて、生業再生・雇用創出などを加速化し、新しい東北の創生をめざします。

### (5) 福島の再生、原子力災害からの復興

福島の再生には、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策が不可欠です。事故炉の廃炉は人類史上初のチャレンジであり、国が前面に立ち、世界中の叡智を結集する形で立ち向かうとともに、同時に、正確な情報を発信することで国民の理解を得ながら安全に進めることが重要です。

避難指示区域内の除染作業、医療施設・生活拠点・インフラの復旧を着実に進めるとともに、解除後も被災者の意向に沿った復興支援策を推進することが重要です。

帰還困難区域についても地元の意向を尊重し、可能なところから着実かつ段階的にふるさと帰還の環境整備を進めることで、将来的に帰還困難区域のすべての避難指示の解除をめざします。

また、低線量・内部被ばくの防止対策に万全を期しながら、継続的な健康調査を実施するとともに、帰還支援、生活再建策などについては、国が責任を持って行っていくことが重要です。

一方、公明党が提案した「福島イノベーション・コースト構想」の着実な実現に向けて、世界トップレベルのロボット・テストフィールドの創設を旗印として、地場企業も活用してのロボット関連産業の集積を進めることが重要です。新エネルギーや水素等の最先端エネルギー産業を集積するとともに、最新鋭の農林水産業を促進することにより風評被害を克服する「ふくしまブランド」を育成することが、福島再生の大きな原動力につながります。

2020年東京五輪大会を目途に、国内外の人材が集い、活力あふれ、世界が矚目する福島の地域再生をめざします。

### (6) 熊本地震からの復興

熊本地震による被災者の方々が一日も早く安心な生活を取り戻されるよう、心のケアを含む健康相談の充実とともに、安心できる住まいの確保、事業や就労の場を失った方の働く場の確保など、被災者が置

かかれているさまざまな状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

安心できる住まいの確保については、みなし仮設住宅や応急仮設住宅等の当面の住まいを提供するとともに、恒久的な災害公営住宅の建設を加速化し、被災者生活再建支援制度を活用した自主再建も促進することが重要です。崩落や陥没、液状化等の甚大な宅地被害の早期復旧支援の充実も求められています。

大きな地震に直面し精神的に不安定になる子どもたちが増えています。児童・生徒の心のケアや健康相談を充実させるため、緊急スクールカウンセラー等の派遣の追加配置や、教職員の特別加配措置などの取り組みが欠かせません。

また、道路や橋梁、砂防・港湾施設などのインフラ復旧事業を国と一体となって加速化するとともに、県内産業を支える中小企業・小規模事業者、農林水産業を営む方々等のために、施設等の早期復旧や経営支援など、地域産業再生支援の加速化も求められています。施設復旧のためのグループ補助金の拡充や販路開拓等を支援する小規模事業者持続化補助金の継続支援が必要です。

熊本地震の影響で、被災した地域にある観光地はどれも厳しい状況にあります。風評被害にも立ち向かわなくてはなりません。さらに地震の影響による訪日観光客減少も大きな課題となっています。そうした実情に対し、熊本城などの重要文化財、観光施設等の復旧や、観光業の再建支援とともに、国内外へ九州の観光地に関する正確な情報発信や、九州をターゲットとした集中的プロモーション活動などの支援施策を継続的に展開することが必要です。あわせて、すでに発行されている割引付旅行プラン助成制度を活用した「九州ふっこう割」旅行・宿泊券等の継続とともに、熊本・大分を中国人観光客向けマルチビザの発給対象とすることも推進すべきと考えます。これらの取り組みは、九州への旅行需要を喚起させ、観光振興にもつながり、ひいては地域経済の底上げにもなります。

## V

### 農林水産業に 安心と希望を

#### (1)日本の農業をめぐる状況は依然として厳しい

農業は国民の命を支える生命産業であり、まさに国の基（もとい）です。

しかし、農業就業人口は一貫して減少し、平均年齢は67歳まで高齢化するなど、日本の農業は厳しい状況が続いています。耕作放棄地は20年間で2倍に増え、富山県に匹敵する面積までに拡大、食料自給率は横ばいで推移し、農業産出額は減少傾向が続いています。農山漁村においては、都市部に先駆けて人口減少・少子高齢化が進行しており、地域の活性化が急務です。こうした状況を打開するためには、農業の所得を増大させる「攻め」の取り組みを進め、若者にとって、より魅力ある成長産業にするとともに、施策の両輪として、農山漁村の活性化など地域政策を推進していくことが重要です。

また、TPP協定の大筋合意を受け、日本の農業は新たなステージへの転換点を迎えています。生産者が安心と希望を持ち、安全で高品質な食料を将来にわたり供給できるよう、国内対策を着実に実施し、本年（2016年）秋を中途に中長期的な対策を取りまとめます。

#### (2)食料自給率の向上と農業経営の安定

食料の安定供給は、国の最大の責務といえます。しかし、日本の食料自給率はカロリーベースで40%前後と横ばいで推移しており、潜在的な生産能力である食料自給力は低下傾向にあるなど、その向上が極めて重要な課題です。

食料自給力・自給率の向上に向け、優れた生産装置である水田の有効活用を図ることが重要です。自民・公明連立政権では、旧・戸別所得補償制度などの米政策を見直し、需要に応じた生産を進めています。2015年には主食用米の生産数量目標が初めて達成されました。一方で、農業現場からは「この政策が本当に続くのか」と不安の声も聞かれます。大きな政策転換をた

びたび繰り返す「猫の目農政」から脱却し、生産者が長期的な見通しを持って、安心して経営できるようにすべきです。自給率の低い麦・大豆等の畑作物、野菜、果樹、花き等の生産を推進し、水田のフル活用を恒久的に支えていくべきです。

また、畜産・酪農は日本農業の重要な柱であり、経営を安定させる施策を推進していきます。

農業経営の安定のために、公明党は野党時代から、農産物の生産減少や価格下落に対応する収入保険の創設を訴えてきました。早急に制度設計を行い、着実に実現していきます。

#### (3)多面的機能の維持・発揮と農山漁村の活性化

農業は食料の供給のみならず、国土の保全や水源の涵養など多面的な機能を担っています。自民・公明連立政権において、農業の多面的機能の維持・発揮を支援するため日本型直接支払制度を創設し、中山間地域や環境保全型農業への直接支払いを法制化しました。こうした地域政策の取り組みをさらに拡大していくとともに、生産条件が不利な中山間地域等においても、地域の特性を生かした高付加価値化等により、所得を向上させることが重要です。地域の食や観光資源なども有効に活用しながら、農山漁村の活性化につなげるべきです。

また、中山間地域を中心として野生鳥獣による被害が深刻化・広域化しています。被害額は、近年200億円前後で高止まりしている状況です。地域の計画的な対策を一層推進するとともに、捕獲した野生鳥獣の肉、いわゆるジビエを地域資源として有効活用するための環境整備が不可欠です。

一方、都市農業は新鮮な農産物の供給、貴重なスペースの提供など重要な役割を果たしており、営農の継続と地域住民との交流を進めます。

#### (4)多彩な人材が活躍する、より魅力ある成長産業に

農業就業者は一貫して減少・高齢化しており、今後さらに高齢農業者のリタイアが急速に進むと見込まれます。日本の農業が持続的に発展するためには、若者、女性、障がい者など、多彩な担い手の活躍が不可欠です。次世代を担う新規就農者の育成・確保のために、就農後の定着や経営力強化も含め総合的に支援するとともに、女性も男性も働きやすい環境を整備する必要があります。また、福祉分野との連携を進めることで、障がい者の活躍も期待されます。

日本の農業所得は20年間で半減しています。若者や

意欲ある農業者が将来に希望を持って取り組めるよう、担い手の所得を増大させることが重要です。担い手への農地集積や生産コスト削減、高付加価値化など、「攻め」の政策をさらに強化する必要があります。さらに、経済界とも連携しながら、ICTや人工知能など最先端技術を活用したスマート農業の実現に取り組み、より魅力ある成長産業への転換を促すべきです。

#### (5)安全でおいしい日本の農産物を世界へ

日本では少子高齢化や人口減少により食品消費量が減少傾向にあり、国内の食市場は縮小が見込まれます。一方、海外に目を転じれば、世界人口の増加と所得向上により、安全で高品質な我が国の農林水産物に対する世界の需要量は増加していく見通しです。

「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを追い風として、国産農林水産物等の輸出額は着実に増加しており、3年連続で過去最高を更新しました。目標とする輸出額1兆円の早期達成に向け、引き続き輸出拡大を促進するとともに、生産者の所得増大へとつなげていくことが重要です。

#### (6)林業の潜在力を発揮へ

日本の森林資源は、戦後に造成された人工林が本格的な利用期を迎え、十分な供給余力を有しています。2014年には26年ぶりに木材自給率が30%台まで回復しましたが、需要に応じて国産材を安定的に供給する体制が構築できておらず、その潜在力を十分に発揮できていない状況です。

国産材の安定的・効率的な供給体制を構築しつつ、CLT（直交集成板）など新たな木質材料の普及、公共施設や2020年東京五輪大会関連施設における国産材の利用を進め、日本の林業が潜在力を発揮できるよう、強く後押ししていきます。

また、森林は木材を供給するとともに、地球温暖化の防止や国土の保全、水源の涵養など多面的機能を有しています。このような機能を持続的に発揮し、森林を持続可能な形で利用していくために、再生林の着実な実施や森林吸収源対策の安定的な財源の確保が重要です。森林環境税など新たな仕組みを検討します。

#### (7)今こそ水産業を成長産業に

日本周辺の水域は、世界でも極めて多様な魚種を有する豊かな漁場となっています。この貴重な水産資源を今後も適切に管理し、持続的に利用することが重要です。

戦後、高度経済成長期の中で大きく発展した日本の漁業は、経済・社会状況の変化を受け、生産量の減少や就業者の高齢化など厳しい状況に置かれています。しかし、近年では生産量の減少に下げ止まりの兆しが見られるほか、若い漁業者の割合が増えつつあります。また、食生活の変化や少子化等により国内の水産物消費量は減少傾向にありますが、欧米での健康志向の高まりや中国等の経済発展により、世界の水産物消費量は年々増加しています。

この好機をとらえ、所得向上に向けた浜ごとの取り組みや、若い担い手の育成・確保、輸出・国内消費の拡大等を進め、水産業の成長産業化を今こそ実現すべきです。

### (8) 食品の安全性向上、食品ロス削減を推進

公明党は、食品の安全性向上や食品ロス削減など、消費者目線・生活者目線に立った食品政策を、さらに推進します。

毎日の生活に欠かせない食の安全確保は、国民の健康を守るために極めて重要な課題です。欧米等の諸外国では、食品衛生管理の国際基準であるHACCP（ハサップ）に基づき、衛生管理の制度化が進められていますが、日本での食品製造業における導入率は29%に留まっています。異物混入や食中毒の防止など食品の安全性を向上するため、日本においてもHACCPを制度化していく必要があります。

また、消費者がより適切に食品を選択するためには、食品表示がわかりやすいものかどうか重要です。加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、すべての加工食品へと対象を拡大します。

まだ食べられる状態で廃棄される食品、いわゆる食品ロスの削減も喫緊の課題です。2020年東京五輪大会をめざして、世界の模範となるよう、国として削減目標を定めるなど対策を抜本的に強化すべきです。食品事業者や家庭の取り組みを進めるとともに、未利用食品を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みを、さらに後押しします。

## VI 国際社会の 平和をめざして

### (1) グローバル化の進展に伴う パワーバランスの変化

21世紀に入り、中国やインドといった新興国の台頭等により、世界のパワーバランスが激変しています。特に、中国が国際社会での存在感を増大させる一方で、米国は国際社会の主導的地位にあるとはいえ、相対的な影響力に変化が見られ、国際的秩序の不安定さが増えています。

### (2) わが国を取り巻く安全保障環境の変化

わが国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増えています。北朝鮮の核実験や弾道ミサイル発射といった度重なる挑発行為は、明白な国連安保理決議違反のみならず、国際的な軍縮不拡散体制に対する重大な挑戦です。わが国に対する直接かつ重大な脅威をもたらすものであり、北東アジア地域および国際社会の平和と安全をも脅かすものです。

中国の平和的発展は、日本にとっても、また、国際社会にとっても歓迎すべきことであり、互いに協力しつつ、地域と国際社会の平和と繁栄に向けて、日中両国の責任を果たしていくことが極めて重要です。しかしながら、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づく、力による一方的な現状変更の試みを継続かつ活発化させていることは、地域および国際社会の大きな懸念となっています。このような行為に対しては、国際社会との連携を図りつつ、法の支配に基づく対応を求めていくことが重要です。

### (3) 多発するテロへの対応、 地球的規模の課題への対処

グローバル化の進展により、国際的な発言力を有するNGOや多国籍企業などの非国家主体のプレーヤーが、国際社会において重要な役割を担うようになってきました。一方で、パリ同時多発テロやダッカ襲撃テ

ロ事案などにみられるように、ソフトターゲットを狙ったテロが世界各地で頻発し、今やどの国でいつテロが発生してもおかしくない状況になりつつあります。深刻化する暴力的過激主義と国際テロの拡散、多様化や複雑化等はグローバル化の負の側面であり、なかでも、人道にもとる卑劣なテロについては、国際社会全体でその未然防止・撲滅に向けて取り組むべき極めて重要な課題です。

また、同時に、グローバル化の進展や国際経済活動の拡大による恩恵を享受する開発途上国がある一方で、深刻な貧困や格差の拡大に苦しんでいる中東・アフリカ等の開発途上国が、政情不安やテロおよび暴力的過激主義の温床となっており、早急な対応が求められています。

地球的規模の諸課題に対処するため、日本のODA政策は、長きにわたり、国際社会の平和と安定および繁栄に大きく貢献してきました。一方で、ODA以外の公的・民間資金や新興国の支援の役割の増大など、ODAをめぐる国際環境が変化している中で、世界各国の知恵や行動、多様な主体を結集することが重要になっています。日本が平和国家としての歩みを堅持しつつ、ODAを戦略的に活用し、広範な課題に対応していく必要があります。

地球温暖化などにより、世界各地における自然災害の増加や、それに伴う被害の拡大などが、生態系や人間社会に深刻な影響を及ぼしています。自然災害により最も被害を受けるのは、社会の中で、最も貧しい立場に置かれた人々です。日本の知見や経験を通じた防災の取り組みは、開発途上国等の貧困の撲滅と、持続可能な開発の実現にとって、極めて重要です。

国家の枠組みを超える地球的規模の諸課題は、個々の人間の自由や豊かな可能性を制限するだけでなく、生存・生活・尊厳を脅かしており、人間一人ひとりに着眼した「人間の安全保障」の観点から、喫緊かつ重要な課題となっています。

### (4) オバマ・米国大統領の広島訪問を踏まえた核 廃絶の流れ

2009年、オバマ・米国大統領は、プラハでの演説において「核兵器のない世界をめざす」と宣言しました。

公明党は、核兵器の非人道性を世界の共通認識とするため、ケネディ・米国駐日大使ら歴代の大使や、キッシンジャー・米国元国務長官への働きかけなど、あらゆる機会を通じて、米国大統領をはじめ各国の政

治指導者の被爆地訪問実現に向けた取り組みを進めてきたところです。

私たちの取り組みも後押しとなり、オバマ大統領が、現職の米国大統領として、本年（2016年）5月に被爆地・広島を初めて訪問しました。広島平和記念資料館の見学や原爆死没者慰霊碑への献花などを通じて、被爆の実相に触れ、「核兵器のない世界」を日本とともにめざしていく、との力強い演説を広島より世界に向けて発信したことは、歴史的にも大きな意義がありました。

オバマ大統領の被爆地・広島訪問が実現した今こそ、核廃絶への流れを強めるチャンスであり、「核兵器のない世界」実現に向けた第一歩ととらえ、「唯一の戦争被爆国」として日本の果たすべき役割を示し、国際社会との連携をつくり出していくことが極めて重要です。

### (5) 日本政府外交と党外交の取り組み

深刻化、多様化・複雑化する昨今の国際情勢の下では、もはやどの国も一国のみで安定した平和と安全を守ることはできず、日本も、国際協調主義の下で国連をはじめとする国際機関や世界各国と連携し、国際社会の平和と安定のために積極的に貢献していかなくてはなりません。日本の繁栄は、平和で安定した国際環境なしにはあり得ません。そのため、日米同盟を基軸とした外交の展開や近隣外交、経済外交などを発展させることが重要です。

安倍総理は、地球儀を俯瞰する外交の観点から、世界各国および国際社会との信頼・協力関係を築くため、総理自らトップ外交を積極的に行い、多くの国・地域を訪問し、各国首脳会談をはじめ多くの要人との対話を通じて、国際社会における日本のプレゼンスや信頼関係を着実に高めています。

一方で、公明党は、積極的に各国と独自の党外交を積み重ねるとともに、与党として、関係改善を図る役割を追求する立場で、着実な成果を挙げています。

例えば、2015年10月には、山口那津男・党代表は、韓国、中国を相次いで訪問し、朴槿恵・韓国大統領や習近平・中国国家主席らと会談し、関係改善の流れを確かなものとするため、日中、日韓首脳会談実現へ向けた環境を整える役割を果たしてきました。

また、本年（2016年）8月末より、中南米のパナマ、コロンビア、キューバを訪問し、与党として、中南米全体と日本との関係が、一層国益に寄与するように環境整備に努めてきたところです。公明党は、今後とも

積極的に、真正面から対話による平和外交に取り組みます。

さらに、不断の外交努力の積み重ねとともに、2015年に成立した平和安全法制等を軸とする安全保障体制の整備との両輪によって、国際社会の平和と安定、繁栄のための基盤の強化につなげ、そのことを通じて、わが国に対する脅威を未然に防ぐことが一層重要になると考えます。

今後とも、世界の恒久平和の実現に向けて、憲法の平和主義に基づき、専守防衛に徹するとともに、国連をはじめとする国際機関や国際社会と連携し、国際社会の平和と安定に貢献していきます。

### (6) 地球温暖化防止に向けた日本の取り組み

2015年末、先進国と開発途上国との溝を埋める歴史的な合意となった「パリ協定」が採択されました。この「パリ協定」の合意内容には、長期目標の設定や排出削減目標を5年ごとに提出・見直しすること、JCM（二国間クレジット制度）の活用が位置づけられたことなど、日本の主張が数多く盛り込まれたことは高く評価できます。

一方で、「パリ協定」ではすべての国の参加を優先したため、各国が掲げる削減目標の達成が義務づけられていないことから、今後はこの協定の実効性を高めていく取り組みが重要です。

わが国においては、国際社会に約束した温室効果ガス2030年26%削減を確実に達成するため、地球温暖化対策計画の着実な実施に努めることが求められます。その際、経済成長を犠牲にせず温暖化対策を進める必要があり、そのカギとなる環境・エネルギー分野での革新的な技術改革を産学官の英知を結集して強力に推し進めることが不可欠です。そうした中、温室効果ガスの排出量で世界第1位の中国と第2位の米国が、本年9月に、そろって「パリ協定」を批准し、早期発効に向けた大きな前進となりました。今後、世界の視線が日本に注がれますが、わが国も速やかに「パリ協定」の批准に向けた取り組みを加速すべきです。

“環境の党”として、数多くの実績を積み重ねてきた公明党が、主導的な役割を果たし、協定の早期締結、発効に向けて、全力で取り組みます。

### (7) 具体的な政策

#### ① 核兵器のない世界へ向けて

オバマ大統領やG7外相の被爆地・広島訪問を契機と

して、核兵器のない世界をめざす「広島宣言」を踏まえ、核軍縮・核不拡散を推進するため、国際的な核軍縮・不拡散体制の基礎である核兵器不拡散条約（NPT）の体制強化が求められています。

また、唯一の戦争被爆国として、核保有国と非核保有国の橋渡し役を積極的に努め、核廃絶に向けて具体的な措置を積み重ねることにより、核兵器禁止条約（NWC）を含む、「核兵器のない世界」に向けたさまざまな法的枠組みの実現に向けた取り組みが重要です。

#### ② 持続可能な開発のための

##### 2030アジェンダ（SDGs）と人間の安全保障の推進

公明党が積極的に推進してきた「人間の安全保障」の理念が反映された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」や「開発協力大綱」を踏まえて、平和構築、核軍縮・不拡散、保健・感染症、女性の活躍、教育、防災などといった日本が得意とする分野に対して、ODAや国際機関を積極的かつ戦略的に活用した取り組みが求められています。

なかでも、世界各地で発生している大規模自然災害によって、防災に対する国際社会の関心が高まっており、開発分野における「防災の主流化」に向けた取り組みが重要です。

その際、政府の持続可能な開発目標（SDGs）推進本部のもと、国際機関、民間企業、NGOやNPOなど多様な主体を、日本政府の戦略的なパートナーとして位置づけ、積極的かつ戦略的に連携することが必要です。

#### ③ テロ対策等安全対策

頻発するテロ事案を受けて、日本人学校等や生徒の通学時の警備対策、在外公館との連絡・協力体制などの安全対策の必要性が指摘されています。政府内での議論を踏まえ、危機管理や対応マニュアル等を整備・強化するとともに、海外で活動する邦人（国際協力等従事者、留学生、日本企業・日本人学校・在外公館の関係者等）に対する安全対策を進めることが必要です。さらには、テロ対策や治安対策に対する能力が十分でない開発途上国に対しての法執行能力の向上や能力構築支援などが重要です。また、中東・アフリカ諸国等に対して、貧困の根絶やテロ撲滅に向けて社会安定化支援策の充実が必要です。

未然にテロを防ぐ観点から、昨年発足した「国際テロ情報収集ユニット」の情報収集能力の向上とともに、サイバーセキュリティ対策の充実などが求められて

います。2020年東京五輪大会までに、「世界一安全な国、日本」を実現するため、国内の重要施設や多くの人が集まる場所の巡回警備を強化するとともに、テロリストの入国を未然に防ぐための水際対策を強化することが重要です。

#### ④ 日米関係の強化

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本外交の基軸です。

日米同盟の抑止力・対処力の向上のため、「新たな日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）」および平和安全法制に基づき、情報収集・警戒監視・偵察、ミサイル防衛、海洋安全保障、宇宙・サイバー空間など幅広い分野での協力の拡大に取り組むとともに、経済、文化、教育、人的交流など、外交努力を含むあらゆる分野での協力の進展が重要です。

#### ⑤ 近隣外交の発展

##### (日中関係)

日中関係は、最も重要な二国間関係の一つです。両国は、互いにとって共通の利益につながるさまざまな分野において、協力を深化させていくことが重要です。そのため、継続的な首脳会談をはじめ政党間交流や議員交流、青年交流、経済の実務的協力などを進め、戦略的互惠関係を発展させることが必要です。

日中間の偶発的な衝突回避のため、「海空連絡メカニズム」の早期運用開始など、不測の事態に対する未然防止の仕組みをつくることが重要です。

##### (日韓関係)

韓国は、戦略的利益を共有する最も重要な隣国です。政治、経済、安全保障などのさまざまな分野や人的交流を深化させることで、未来志向で重層的な新たな日韓関係の構築が求められています。

また、2015年末の日韓両外相共同記者発表で、慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることが確認された日韓合意に基づいて、本年（2016年）7月末に「和解・癒し財団」が設立されました。今後とも合意に基づき、日韓両政府が誠実かつ着実に実施することが極めて重要です。

##### (日朝関係)

日朝関係については、拉致問題の解決なくして国交正常化なしの基本姿勢の下、一日も早くすべての拉致被害者の帰国が実現できるよう、政府に全力で取り組むことを強く求めます。

北朝鮮による核実験、弾道ミサイル発射等の度重なる

挑発行為は、明白な北朝鮮関連の国連安保理決議違反であり、北朝鮮に対し、引き続き決議の完全履行を求めつつ、日朝平壤宣言に基づき、「対話と圧力」、「行動対行動」の基本方針の下、拉致・核・ミサイル問題の包括的な問題解決に取り組みます。

##### (日露関係)

アジア太平洋地域の安全保障環境が激変する中、アジア太平洋地域のパートナーとしてロシアとの関係を発展させることは、日本の国益および地域の平和と繁栄にとって重要です。そのため、本年（2016年）5月、9月の日露首脳会談での合意を踏まえたロシアとの経済、安全保障面の対話と協力や、文化・人的交流を推進していくことが重要です。

一方で、北方領土問題については、首脳および外相間の緊密な信頼関係を重視しつつ、本年（2016年）11月、12月に予定されている日露首脳会談などを通じて、今までの発想にとらわれない「新しいアプローチ」で交渉を精力的に進めることによって、日露平和条約の早期締結が期待されます。

#### ⑥ 貿易・投資に関する協定など、経済外交の推進

日本経済の成長を後押しするとともに国際社会の安定と繁栄をもたらす経済外交の推進は、最も重要な施策の一つです。

近年は新興国の勃興などにより、日本の世界貿易に占めるシェアは低下しつつありますが、日本のものづくり等の強みを生かした戦略的な経済外交を進め、日本に世界の需要・投資を呼び込む、あるいは、インフラ等を含め貿易相手国への輸出を積極的に進めていく等によって、日本の経済成長を図っていくことが求められます。

特に、日本にとって、開放的でルールに基づいた安定した国際経済秩序の維持と発展は、極めて重要です。そのため、貿易・投資だけでなく知的財産、政府調達などの広範なルールを定める環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の早期発効をめざします。あわせて、日EU経済連携協定（EPA）や東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓自由貿易協定（FTA）等のメガFTAと呼ばれている貿易・投資に関する協定のルールづくりを日本が主導して積極的に推進すべきです。さらに、国際経済紛争処理案件に対する体制の強化も重要です。

「新・支え合いの共生社会」の実現に向けて  
(政策ビジョン)

第11回 公明党全国大会 政務調査会長報告

**公明党**